

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読み込みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成28年から令和7年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

2 仕様

〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。
※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。
科目別講義テキストのみの販売はしていません。

〔2〕 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)
また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。
※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

3 表示の意味

左 問題(左)ページ

- 改正項目**：問題文見出しの右横に「改正」が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- 難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
 - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
 - 難易度 B** …**難易度 A** ランクの問題と、**難易度 C** ランクの問題が混在した問題
 - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- Check 欄**：Check 欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご利用下さい。
- 選択肢**：5 空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

<p>第1章 雇用保険法</p> <p style="text-align: center;">1 2</p> <p>問題 1 目的 改正 確認 A</p> <p>3 Check A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/></p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が A した場合及び労働者について B となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者が生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、A の予防、雇用状態の是正及び D、労働者の能力の開発及び向上その他 E を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p> <p>4 選択肢</p> <table border="1"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑪ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑫ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑬ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑭ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が図れる</td> <td>⑮ 雇用の需要と供給の不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑯ 技能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑰ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑱ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑲ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑩ 雇</td> <td>⑳ 労働者の雇後の進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡	⑥ 再就職	⑯ 技能	⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職	⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進	<p style="text-align: right;">第1章 雇用保険法</p> <p>解答</p> <p>A ⑤ 失業 (法1条) B ⑥ 雇用の継続が困難 (法1条) C ⑧ 教育訓練 (法1条) D ⑨ 雇用機会の増大 (法1条) E ⑩ 労働者の雇後の増進 (法1条)</p> <p>5 完成文</p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の雇後の増進を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p>
① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡																				
⑥ 再就職	⑯ 技能																				
⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職																				
⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進																				

右 問題(右)ページ

- 完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第1章 国民年金法

	難易度	
問題1 給付水準の下限	A	2
問題2 目的と給付	A	4
問題3 被保険者の資格	C	6
問題4 任意加入被保険者	C	10
問題5 特例による任意加入被保険者	改正 C	12
問題6 資格取得の時期	C	16
問題7 資格喪失の時期	C	18
問題8 任意加入被保険者の資格喪失時期	C	22
問題9 国民年金事業の財政	A	26
問題10 基礎年金拠出金	A	28
問題11 保険料の額	A	32
問題12 保険料の納付委託、指定代理納付者による納付等	A	34
問題13 保険料の前納	B	38
問題14 産前産後期間の保険料の免除	B	40
問題15 低所得者等に対する保険料の免除(法定免除)	B	42
問題16 低所得者等に対する保険料の免除(申請全額免除)	B	46
問題17 納付猶予	改正 B	50
問題18 追 納	C	54
問題19 督促、滞納処分等(1)	B	58
問題20 滞納処分等(2)	A	60

問題21	延滞金	C	62
問題22	付加保険料	B	66
問題23	積立金	A	70
問題24	年金給付の支払期月、端数処理	B	72
問題25	老齢基礎年金の支給要件	C	76
問題26	合算対象期間(1)	C	80
問題27	合算対象期間(2)	C	82
問題28	合算対象期間(3)	B	86
問題29	老齢基礎年金の額	B	88
問題30	老齢基礎年金の支給の繰下げ	 B	90
問題31	老齢基礎年金の支給の繰上げ	B	94
問題32	振替加算	B	98
問題33	障害基礎年金の支給要件	C	100
問題34	障害基礎年金の保険料納付要件の特例	 C	102
問題35	特例的な支給要件による障害基礎年金	B	104
問題36	障害基礎年金の額	B	108
問題37	障害基礎年金の額の改定、失権	B	112
問題38	障害基礎年金の支給停止	B	116
問題39	遺族基礎年金の支給要件	 C	120
問題40	遺族基礎年金の額	B	122
問題41	遺族基礎年金の支給停止	B	124
問題42	遺族基礎年金の失権	B	126
問題43	付加年金	C	130
問題44	寡婦年金(1)	C	132

問題45	寡婦年金(2)	B	134
問題46	死亡一時金(1)	C	136
問題47	死亡一時金(2)	C	138
問題48	脱退一時金	B	142
問題49	給付の制限	B	146
問題50	年金額の改定率の改定(1)	A	148
問題51	年金額の改定率の改定(2)	A	150
問題52	調整期間における改定率の改定の特例	A	154
問題53	未支給年金、申出による支給停止	B	158
問題54	受給権の保護、公課の禁止その他	B	162
問題55	国民年金基金の組織と設立	B	164
問題56	国民年金基金の掛金	B	166
問題57	国民年金基金の業務	B	170
問題58	国民年金基金の業務の委託	B	172
問題59	国民年金基金の合併及び分割	B	174
問題60	被保険者の資格に関する届出	C	176
問題61	第3号被保険者に係る届出等、国民年金原簿	B	178
問題62	被保険者に対する情報提供	A	182
問題63	年金受給権者の確認等	B	184
問題64	不服申立て	B	186
問題65	時効	C	190
問題66	時効の特例	A	192
問題67	給付遅延特別加算金の支給	A	194
問題68	第3号被保険者としての被保険者期間の特例等	A	196

問題69 行政庁の権能その他(1) A 200

問題70 行政庁の権能その他(2) A 204

第2章 国民年金法(過去本試験問題)

難易度

問題1 平成28年 B 208

問題2 平成29年(改題) B 212

問題3 平成30年(改題) B 216

問題4 令和元年 B 220

問題5 令和2年 B 224

問題6 令和3年 B 228

問題7 令和4年 C 230

問題8 令和5年 C 232

問題9 令和6年 C 234

問題10 令和7年 C 238

第1章

国民年金法

問題1 給付水準の下限

難易度 A

Check欄 A B C D E

国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、 の額(保険料納付済期間の月数が である受給権者について計算される額とする。)に を乗じて得た額と、平均的な男子の賃金を平均標準報酬額として計算した老齢厚生年金の額(厚生年金保険法の被保険者期間の月数を として計算した額とする。)との合算額を12で除して得た額の から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に対する比率が を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

選択肢

- | | | |
|---------------------|--------------------|------------|
| ① 2 | ② 3 | ③ 240 |
| ④ 300 | ⑤ 444 | ⑥ 480 |
| ⑦ 3分の1 | ⑧ 4分の3 | ⑨ 100分の200 |
| ⑩ 100分の40 | ⑪ 100分の50 | ⑫ 100分の60 |
| ⑬ 障害基礎年金 | ⑭ 男子被保険者の平均的な標準報酬額 | |
| ⑮ 男子被保険者の平均的な標準報酬月額 | ⑯ 年金給付 | |
| ⑰ 被保険者の平均的な標準報酬額 | | |
| ⑱ 被保険者の平均的な標準報酬月額 | | |
| ⑲ 老齢基礎年金 | ⑳ 老齢厚生年金 | |

解答

- A ⑬ 老齡基礎年金 (H16年法附則2条)
B ⑥ 480 (H16年法附則2条)
C ① 2 (H16年法附則2条)
D ⑭ 男子被保険者の平均的な標準報酬額 (H16年法附則2条)
E ⑪ 100分の50 (H16年法附則2条)

完成文

国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、老齡基礎年金の額(保険料納付済期間の月数が480である受給権者について計算される額とする。)に2を乗じて得た額と、平均的な男子の賃金を平均標準報酬額として計算した老齡厚生年金の額(厚生年金保険法の被保険者期間の月数を480として計算した額とする。)との合算額を12で除して得た額の男子被保険者の平均的な標準報酬額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に対する比率が100分の50を上回る事となるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

問題2 目的と給付

難易度 **A**

Check欄 A B C D E

- 1 国民年金法第1条では、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、によってがそこなわれることを国民のによって防止し、もって健全なに寄与することを目的とする。」と規定している。
- 2 国民年金は、上記1の目的を達成するため、国民のに関して必要なを行うものとする。

選択肢

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| ① 給付 | ② 共同連帯 | ③ 国民生活の安定 |
| ④ 国民生活の維持及び向上 | ⑤ 国民生活の実現 | ⑥ 国民生活の増進 |
| ⑦ 国民生活の増進 | ⑧ 最低限度の生活 | ⑨ 自主的責任 |
| ⑩ 自助努力 | ⑪ 施設 | ⑫ 社会経済の発展 |
| ⑬ 職業の安定 | ⑭ 相互扶助 | ⑮ 扶助 |
| ⑯ 保険給付 | ⑰ 老齢、障害、死亡又は脱退 | |
| ⑱ 老齢、障害又は死亡 | ⑲ 老齢又は死亡 | |
| ⑳ 老齢又は障害 | | |

解答

- A ⑱ 老齡、障害又は死亡 (法1条、2条)
B ③ 国民生活の安定 (法1条)
C ② 共同連帯 (法1条)
D ④ 国民生活の維持及び向上 (法1条)
E ① 給付 (法2条)

完成文

- 1 国民年金法第1条では、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齡、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定している。
- 2 国民年金は、上記1の目的を達成するため、国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

問題3 被保険者の資格

難易度 C

Check欄 A B C D E

- 1 第1号被保険者とは、日本国内に住所を有する A の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの(厚生年金保険法に基づく B を支給事由とする年金たる保険給付その他の B 又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)をいう。
- 2 第2号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(C 以上の者)であっては、 B 又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。)をいう。
- 3 第3号被保険者とは、第2号被保険者の配偶者(日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。)であって D もの(第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち A のものをいう。なお、この場合において D ことの認定に関し必要な事項は、政令で定めることとし、具体的には、健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案して E が行う。

選択肢

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 20歳以上65歳未満
- ③ 55歳
- ④ 60歳
- ⑤ 60歳未満
- ⑥ 65歳
- ⑦ 65歳未満
- ⑧ 70歳
- ⑨ 市町村長
- ⑩ 社会保険審査官
- ⑪ 主として第2号被保険者の収入により生計を維持する
- ⑫ 障害
- ⑬ 障害又は死亡
- ⑭ 第2号被保険者と生計を同じくする
- ⑮ 第2号被保険者と同一の世帯に属する
- ⑯ 第2号被保険者の収入により生計を維持する
- ⑰ 都道府県知事
- ⑱ 日本年金機構
- ⑲ 老齢
- ⑳ 老齢又は障害

解 答

- A ① 20歳以上60歳未満 (法7条)
- B ⑱ 老齡 (法7条、法附則3条)
- C ⑥ 65歳 (法附則3条)
- D ⑪ 主として第2号被保険者の収入により生計を維持する
(法7条)
- E ⑱ 日本年金機構 (令4条)

完成文

- 1 第1号被保険者とは、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの(厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)をいう。
- 2 第2号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(65歳以上の者にあつては、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。)をいう。
- 3 第3号被保険者とは、第2号被保険者の配偶者(日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。)であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの(第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のものをいう。なお、この場合において主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定めるとし、具体的には、健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。

問題 4 任意加入被保険者

難易度 **C**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

1 第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者で、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

(1) 日本国内に住所を有する の者であって、厚生年金保険法に基づく 給付等を受けることができるもの(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)

(2) 日本国内に住所を有する の者(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)

(3) 日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない のもの

2 上記(1)(2)に該当する者が被保険者になるための申出を行おうとする場合には、 を希望する旨の申出又は によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

選択肢

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| ① 18歳以上60歳未満 | ② 20歳以上 | |
| ③ 20歳以上55歳未満 | ④ 20歳以上60歳未満 | |
| ⑤ 20歳以上65歳未満 | ⑥ 20歳以上70歳未満 | |
| ⑦ 20歳未満 | ⑧ 55歳以上 | ⑨ 60歳以上 |
| ⑩ 60歳以上65歳未満 | ⑪ 60歳以上70歳未満 | ⑫ 60歳未満 |
| ⑬ 遺族 | ⑭ 現金納付 | |
| ⑮ 口座振替納付 | ⑯ 障害 | ⑰ 前納 |
| ⑱ 脱退 | ⑲ 追納 | ⑳ 老齢 |

解答

- A ④ 20歳以上60歳未満 (法附則5条)
- B ⑳ 老齢 (法附則5条)
- C ⑩ 60歳以上65歳未満 (法附則5条)
- D ⑤ 20歳以上65歳未満 (法附則5条)
- E ⑮ 口座振替納付 (法附則5条)

完成文

- 1 第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者で、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。
- (1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)
 - (2) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)
 - (3) 日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの
- 2 上記(1)(2)に該当する者が被保険者になるための申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。